

複合文化施設基本設計委託契約の延期を求める決議案

石岡市が進める複合文化施設（新市民ホール）整備事業は、本市の将来像や市民生活に長期的な影響を及ぼす極めて重要な公共事業である。

現在進められている基本設計委託業務については、公募型プロポーザル方式により事業者選定が行われているが、これまでの委員会審査及び議会質疑を通じて、次の点について市民及び議会に十分な説明が尽くされているとは言い難い状況が明らかとなった。

一つには、応募事業者数を含む選定過程の情報が、合理的な説明がなされないまま長期間非公開とされ、結果として外部への情報流出や憶測を招き、市民の間に事業者選定の公正性に対する疑念を生じさせている点である。

二つには、令和7年6月定例会において説明された審査体制と、実際に行われた審査の内容との間に相違が見られ、外部有識者を招聘しない判断に至った経緯や理由について、議会に対する十分な説明がなされていない点である。加えて、石岡市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第6条第2項の規定に反し、評価委員としての資格を有しない職員が委員長として選任され、その下で評価が行われたことについては、当該委員会の組織としての位置付け及び評価の適正性並びに公正性に関し、看過できない重大な疑義があると言わざるを得ない。

三つには、プロポーザル実施取扱要綱に基づき選任したプロポーザル評価委員7名の中において、同要綱上、委員長は委員長に選任される資格を有していなかった。残り6名の委員は業者選考委員会から選任されていた。そしてプロポーザル評価委員による最優先交渉権者の選定が適切に行われたのかを検証したのは業者選定員会の8名の委員であり、この内6名はプロポーザル評価委員であり、自らの評価を不適切とするはずもなく、プロポーザル実施取扱要綱の規定内容に大きな瑕疵がある上、その運用においては公平性を欠いていたと指摘せざるを得ない。

公共事業における事業者選定は、その公正性・透明性が市民の信頼の基盤であり、疑念が払拭されないまま契約を締結することは、将来的に事業そのものへの不信を招くおそれがあり、市民への背信行為とも言える。

以上のような理由から、本市議会は執行部に対し、複合文化施設基本設計委託契約の締結を拙速に進めることなく、事業者選定の過程、審査体制、評価方法等について再検証し、議会及び市民に対する十分な説明と情報公開を行った上で、改めて、適正な手続きに

基づいて事業を進めることを強く求め、2月末に予定している複合文化施設基本設計委託契約の延期を求める。